

令和2年4月16日

西原町長 上間 明



令和2年度西原町

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

に基づく調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針が適用される範囲は、本町が発注する別紙1の物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 対象物品等

本方針の対象となる物品等は、障害者就労施設等が提供する別紙1の物品等とする。

5 対象障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、別紙2のとおりとする。  
なお、本町に所在の障害者就労施設等からの調達を優先する。

6 共同受注窓口の活用等

共同受注窓口の活用等により、契約上は障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に本方針が推進する調達になっている場合には、準ずるものとする。

- 7 調達推進方法  
障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。
  - (1) 調達の推進に必要な情報の共有  
担当窓口は、町内の障害者就労施設等から提供を受けることが可能な物品等の調達の推進のための情報を提供する。
  - (2) 随意契約による調達  
予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を効果的に利用する。
- 8 調達目標  
前年度の実績以上となるよう努める。
- 9 調達実績  
実績については毎年度、ホームページ等で公表する。
- 10 担当窓口  
本方針の担当窓口は、次のとおりとする。  
【 福祉部 健康支援課 障がい支援係 】
- 11 その他  
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、必要に応じて本方針の見直しを行う。

附則（令和2年4月16日訓令第11号）

- 1 本方針は、令和2年4月1日から施行する。

( 別紙 I )

【 物品・役務の品目分類例 】

分類	品目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍等
	② 食料品・飲料品	パン、弁当、おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー、茶、米、野菜、果物等
	③ 小物雑貨	衣服、身の回り品、装身具、食器類、絵画、彫刻、木工品、金工品、刺繍品、陶磁器、ガラス製品、おもちゃ、人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗等
	④ その他の物品	机、テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車椅子、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書、冊子、名刺、封筒等の印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ等
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理等
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力、集計、テープ起こし等
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店等
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け、発送、袋詰め、包装、梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収、分別等

## 【 調達先の分類 】

分類	調達先	内容
a	① 就労継続支援 A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	② 就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	③ 生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	④ 障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第25項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）。
	⑤ 地域活動支援 センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	⑥ 小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として、同法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設。
b	⑦ 共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所に斡旋、仲介する業務を行う。
c	⑧ 特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして、厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	⑨ 重度障害者多数 雇用事業所	重度身体障害者等を常時、労働者として多数雇い入れるか、継続して雇用している事業主。
	⑩ 在宅就業障害者	自宅等において、物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	⑪ 在宅就業支援 団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。